

## 第74号議案

### 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和45年島根県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号」に改め、「ホテル営業の」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。

第2条第1項第2号から第4号までを削り、同項第5号中「各階の」を削り、「位置に、」の次に「適当な数の」を加え、同号を同項第2号とし、同項第6号及び第7号を削り、同項第8号中「流水装置の」を削り、同号を同項第3号とし、同項第9号及び第10号を削り、同項第11号中「おおむね定員5人につき1個」を「適当な数」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第12号を第5号とし、第13号を第6号とし、同条第2項から第6項までを削る。

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 旅館業施設

定期的に清掃すること。

第5条第2項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同項第7号中「又は毎年1回以上公立の衛生検査機関若しくは同法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者により」を「その他」に改め、「旨の確認を受けた」を削り、同号を同項第3号とする。

第6条第2号中「、泥酔者等で」を削る。

第8条中「次に掲げる事項を守らなければならない」を「前条の許可証を旅館業の施設の見やすい場所に掲示しなければならない」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。